

# 総務委員会会議録

令和3年6月22日（火）  
（開 会） 10：00  
（閉 会） 11：16

## 【 案 件 】

1. 議案第58号 令和3年度 飯塚市一般会計補正予算(第3号)
2. 議案第60号 飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
3. 議案第61号 飯塚市税条例の一部を改正する条例

## 【 報告事項 】

1. 国民保護計画の改正について
2. 国土強靱化地域計画の策定について
3. 公用車の交通事故発生状況等について
4. 令和2年度飯塚市民意識調査結果について
5. 財政見直しについて
6. 飯塚市公共施設等のあり方に関する関連計画（改訂版）の策定について

---

### ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「議案第58号 令和3年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

### ○財政課長

「議案第58号 令和3年度飯塚市一般会計補正予算（第3号）」についてご説明させていただきます。

議案第58号、59号と表示されております令和3年度補正予算資料をお願いいたします。3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症対策事業等、当初予算編成後に発生した事由により、早急に執行すべき経費を補正するもので、一般会計で3億410万3千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を764億3142万5千円にするものでございます。

4ページをお願いいたします。まず歳入でございますが、国庫支出金、県支出金及び市債につきましては、歳出に計上しております事業の財源として補正するものでございます。このうち、国庫支出金の自治体マイナポイントモデル事業委託金につきましては、当初予算に計上したポイント事業等につきましては、国のモデル事業の採択を受けましたので、2406万8千円を計上するものでございます。

県支出金の緊急短期雇用創出事業交付金につきましては、今回の補正予算で計上している緊急雇用創出事業のほか、当初予算に計上した再就職応援事業の一部も対象となりまして、1793万3千円を計上するものでございます。

繰入金につきましては、今回の補正による財源調整で、財政調整基金繰入金を3927万3千円追加するものでございます。

5ページをお願いいたします。次に、歳出でございますが、民生費、児童福祉総務費、新型コロナウイルス感染症対策事業費の低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費は、国の10分の10負担の事業でございまして、4月8日に専決した、ひとり親世帯分以外の世帯分に子育て世帯生活支援特別給付金を支給するため、1億1575万1千円を計上するものでございます。

同じく、児童福祉総務費、その他の児童福祉総務費の3児童死亡事例検証委員会費では、令和3年2月に発生した3児童死亡事例の検証、再発防止策の検討を実施するため、29万9千

円を計上するものでございます。

労働費、労働諸費、職員給与費、緊急雇用創出事業の職員給与費会計年度任用職員分では、県の2分の1の交付金を活用して、新型コロナウイルス感染症対策に係る雇用対策として、3カ月雇用の会計年度任用職員10名分の経費、439万4千円を計上するものでございます。

農林水産業費、農業振興費の水田農業DX推進事業費、その下の土木費、道路橋梁維持費の道路橋梁補修事業費、その下の道路橋梁新設改良費の立岩上三緒線道路改良事業費につきましては、国、県の補助金、交付金を活用して事業を実施するものでございます。

消防費、災害対策費、防災事業費の国土強靱化地域計画策定事業費では、国土強靱化基本法に基づき策定する当該計画について、有識者の意見を求めるため、国土強靱化地域計画有識者会議を設置する経費、52万8千円を計上するものでございます。

6ページをお願いいたします。教育費、小学校費及び中学校費の新型コロナウイルス感染症対策事業費の修学旅行追加費用補助事業費では、バス、宿泊室を増やすことにより、密を回避し、修学旅行を実施するための追加費用等の全額を市が補助することといたしまして、小学校費で1865万1千円、中学校費で4556万1千円を計上するものでございます。

保健体育総務費、その他の保健体育総務費の全国車いすテニスフェスティバルin飯塚支援事業費では、2年連続で中止となった飯塚国際車いすテニス大会の代替大会として、国内選手の参加による大会を実施する実行委員会を支援するため、135万円を計上するものでございます。

8ページ以降に、今回の補正に係る歳入歳出予算額の推移表及び市債基金の状況表を添付いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

5ページ、児童福祉総務費からちょっと順次2、3点お聞きいたします。児童福祉総務費の中に、4月8日に専決処分した分で、ひとり親世帯の分の支給を行いましたよね。これはある程度、人数と額はもう決定されましたか。もし分かるなら、教えてくださいませんか。

○子育て支援課長

4月8日専決分の給付金につきましては、5月11日の児童扶養手当支給日に合わせて1620世帯に支給しております。支給金額につきましては、申し訳ありません、今、1億円ほどだったと思うんですけども、すみません、世帯は把握しているんですけども、子どもの数はちょっとここに資料がございません。申しわけございません。今、現在追加で申請で支給を受け付けて、ひとり親の方で支給要件に該当する方には支給をしております。

○小幡委員

世帯数はわかったということは、人数はもう決まっているし、それ掛ける5万円ですから、金額はおのずから出てくると思いますけれども、まだ漏れた方は、継続的に支給を行うということですね、わかりました。専決から外れた人たちですね、今回の予算は。非課税世帯ということですが、③の中に令和3年度分の住民税の均等割が非課税である方々、もしくはコロナウイルス感染の影響を受けて、家計が急変し、それで非課税と同等になる世帯に、やはり5万円を支給しましょうということですよ。今、双方どちらも見込みの児童数等がありますけれども、令和3年度分となりますと均等割が非課税であるというのは、どの金額で、どの時点で把握されていくのかわかりますか。

○子育て支援課長

令和3年度の課税につきましては、6月1日に確定しております。

○小幡委員

今年度、6月1日現在での対象児童の見込み数で、今計上されているということですね。前回もお聞きしましたが、これ以外の方が非課税世帯に仮に6月1日以降に非課税世帯になる場合は想定されていますか。そのときの対処方法を考えてあるなら教えてください。

○子育て支援課長

今回の給付金は、住民税非課税が条件となっておりますけれども、令和3年度の住民税が課税でありましても、現在、家計急変で収入が減少された方も対象となります。こちらの方につきましては、収入申立書をあわせて申請をしていただくことになっております。

○小幡委員

その申請書を出そうという周知は、どのように考えておられます。

○子育て支援課長

家計急変の世帯に対する周知といたしましては、ホームページやSNSを使った周知を初め、生活支援課などに相談にこられた方などに周知をしていきたいと考えております。

○小幡委員

その周知のときに、今のコロナ禍におけるいろんな補助金等の申請要件の中に、何月何日までとよく書いてあるんですよ。それがいきなり近づくと、ひと月延長しますとかいうようなことがたくさん多い。今の周知の方法もそうなんだけど、期日はいつまでとか区切るのか、それとも今年度、ですから来年3月までの間で申請すれば、どうにか間に合うとか、その点はどのように考えておられます。

○子育て支援課長

申請の期限につきましては、令和4年2月28日でございます。それまでに周知をしていきたいと考えております。

○小幡委員

その下に児童福祉総務費の中で、今回悲惨な事件ですけど、3児童の死亡事件に関する児童検証委員会が設置されて、この委員会の方が検討されるんでしょうけれども、このメンバー表の開示ができますか。もし開示できるのであれば、資料要求したいんですけども。まず開示できるかどうか教えてください。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:13

再 開 10:15

委員会を再開します。

福祉文教委員会で資料が出ていますので、通知させます。

○小幡委員

メンバーが6人ですよ。この6人の方が基本的に検討委員会ですから、審議されるんでしょうけども、何回でいつまでにその結果を上申されるというか、いつまでに何回の予定か教えてください。

○子育て支援課長

この検証委員会につきましては、既に第1回目を6月3日に開催しております。今後、8回ほどの委員会をいっていただき、来年、令和4年1月に報告書を提出していただく予定となっております。

○小幡委員

6名で約8回ぐらい。28万4千円、委員への謝礼金が計上されていますけど、今後、報告が上がると思いますが、最終的な目的は何のための委員会なのか。検証委員会ですから、アバウト的にはわかりますけれども、どのような目的でこの委員会を設置されたのか、もしくはこれを設置しなさいと、もしくは、こういうことをやりなさいというのは、どこからの通達なの

か、わかれば教えてください。

○子育て支援課長

検証につきましては、事件が発覚した後、3月1日に市長が記者会見を行っております。その中で市としてきちんと検証していきたいという発言がございました。それを受けて、子育て支援課で検証について検討してまいりました。この検証委員会では、本事例の事実関係を確認し、その検証を行うことにより、今後取り組むべき課題や再発を防止するための方策等を検討し、本市の児童福祉施策の充実を図ることを目的としております。

○小幡委員

その報告書を、それは最終的に目的はわかりましたので、それは我々議員のほうにも最終的には報告いただけるのでしょうか。

○子育て支援課長

市長に報告書が提出されましたら、あわせて市議会にも報告いたします。また、ホームページ等で市民への結果の公表もしていきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○田中裕委員

5ページに災害対策費、国土強靱化地域計画策定事業費がございますが、これは報告事項で後ほど説明があるかと思っておりますので、内容に関しては、後ほどお聞きしますけれども、この計画に対して、どのようにこれを反映されるおつもりなのか、お尋ねをいたします。

○防災安全課長

この国土強靱化計画につきましては、まず飯塚市の総合計画等もありますので、そこら辺の整合性、調和を図りつつ、本市のいろいろな分野の個別計画に反映して、国土強靱化の指針をまず位置づけるものでございます。それからいろんな最悪の事態を考えて、それを回避するため、いろんな施策分野で設定したいろんな計画等がありますので、それに対していろんな政策を決めていくというような形になると思います。

○田中裕委員

はい、わかりました。それでは6ページの教育費、小学校費、中学校費の修学旅行追加費用補助事業費についてでございますが、これ先ほど説明の中で、コロナ禍で密を避けるために、貸し切りバスであったり、あと宿泊施設ですね。これをふやすという部分での補助金ということでございますが、この金額の内訳はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長

昨年と同様の金額設定で、新型コロナウイルス対策としまして、貸し切りバス、宿泊の定員をおおむね3割減を行うことで旅行費に加算して、キャンセル料も積算して行っております。内訳としましては、小学校がバス36台の増加、宿泊に関しましては100室の増加となります。中学校に関しましては、バスが29台の増加、宿泊を95室の増加となっております。

○田中裕委員

コロナの影響で修学旅行を中止された学校というのはあるのでしょうか。

○学校教育課長

昨年度、飯塚市内の全小・中学校修学旅行を実施しております。

○田中裕委員

はい、わかりました。すみません。これ最後に確認でございますが、その下の保健体育総務費、全国車いすフェスティバル in 飯塚支援事業費、これは飯塚国際車いすテニス大会の代替大会を開催する実行委員会を支援するものということでございますが、これは車いすテニスをされるということですね、確認です。

○健幸都市推進課長

はい、車いすテニス競技の大会でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

田中委員に関連して消防費、5ページの消防費。先ほど言いました災害対策費の中の国土強靱化計画の有識者会議、これの委員の謝礼金が今回計上されていますけど、先ほども聞いたんですが、この有識者会議のメンバーは何名で、どなたか公表できますか。それと、この会議を年間通して何回やる予定なのか、わかれば教えてください。

○防災安全課長

有識者会議につきましては各分野における専門家を15名で想定しており、現在まだ選考中です。スケジュールに関しましては、今年度7月から始めまして、年間で4回行おうかというふうに考えております。

○小幡委員

まだ選考中ということね。もう決まるんでしょうが、7月に会議をやる予定であれば——。わかりました。その委員会の成果ができて、本市にいい影響を及ぼしてくれると助かりますけども。

最後にその上の農林水産費、水田農業DX推進事業というのがありますね。県からの補助金が3分の2と。これ読む限りでは機械を購入するのに当たってということですが、ちょっと余談になりますが、旧郡部のほうでイノシシ、鹿以外に、小動物が結構頻繁に出てくるらしいんですよ。嘉麻市と桂川町あたりはそういったのを確保するためのかごとか、わななんですけども、そういったやつを無償で支給しているらしいんですよ。本市においてはその小動物に関するそういったわなの貸し出しとか、そういうのは農林水産費関係で考えてあるのか、もしくはそういった予算が別途あるのか、よかったら教えてください。

○農林振興課長

本市では、現在わなの貸し出し、小動物に関するわなの貸し出しは行っておりません。

○小幡委員

いや、出していないのはわかっているんですよ。だから、今後そういった要望等があれば、貸し出すための予算等は、本市としてはあるのか。なければ、県のほうにそういった予算があるらしいんで、そういう予算を活用しても、貸し出そうかという気があるかどうかを尋ねているんです。

○農林振興課長

現在、小動物に関します捕獲に関しては、いろいろ問合せ等もあっております。一部の自治体ではそういったわなの貸し出し等を行っているところもありますので、市としましても、今後それはちょっと研究して、やっていきたいかと思っております。現在、そういった部分については、予算措置は現在ありません。

○小幡委員

では、要望にとめておきますので、市長よろしくご検討のほどお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第58号 令和3年度飯塚市一般会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第60号 飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○固定資産評価審査委員会事務局長

「議案第60号 飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」について補足説明をさせていただきます。

議案書の3ページをお願いいたします。固定資産の価格に関する不服審査の手続等を規定している飯塚市固定資産評価審査委員会条例について、審査申出書等の書面への押印を廃止することに伴い、本条例の規定を整備するものです。

内容につきましては、4ページの新旧対照表をお願いいたします。第4条第4項を削り、第5項を第4項、第6号を第5号といたします。第8条第5項中、「記載し、提出者がこれに署名押印をしなければならない」を「記載しなければならない」に改めるものです。

以上簡単でございますが、「議案第60号」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第60号 飯塚市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第61号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

議案書の5ページをお願いいたします。「議案第61号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

この議案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、令和3年法律第7号が公布され、令和3年4月1日施行分につきましては、先の議会において専決処分の承認をいただいたところですが、それ以外の施行日のものについて、飯塚市税条例の一部を改正するものでございます。

7ページから8ページまで、新旧対照表を添付しております。主な改正内容について、議案概要に沿って説明させていただきます。まず、市民税に関する改正ですが、医療費控除の特例として、特定一般用医薬品等を購入する場合に受けられるセルフメディケーション税制の適用期限について、対象をより効果的なものに重点化し、手続を簡素化したうえで、現在の令和4年度までとなっているものを令和9年度まで5年間延長するもので、この部分の施行日は令和4年1月1日となっております。

また、個人住民税の所得割及び均等割の非課税限度額の算定に規定されております扶養親族の範囲について、所得税において扶養控除の対象となる扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くこととされたことに伴い、住民税についても同様に扶養親族の範囲を見直して、16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限ることとされたもので、この部分の施行日は令和6年1月1日となっております。

次に、固定資産税に関する改正ですが、令和6年3月31日までの措置として、河川流域の浸水被害対策のために民間事業者が整備する貯留槽や浸透ます等の雨水貯留浸透施設の課税標準を3分の1とする特例措置を創設するもので、この部分の施行日は、特定都市河川浸水被害

対策法等の一部を改正する法律、令和3年法律31号の施行の日となっております。

以上、「飯塚市税条例の一部を改正する条例」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第61号 飯塚市税条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から6件について報告したい旨の申し出が  
あっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「国民保護計画の改正について」、報告を求めます。

○防災安全課長

「国民保護計画の改正について」、説明させていただきます。

本市の国民保護計画は、ゲリラや特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃などの武力攻撃事態などの際に、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、避難誘導や救援など具体的な対策を定め、平成19年2月に策定した計画であります。本計画につきまして、国が示す国民の保護に関する基本方針や福岡県国民保護計画の変更、修正に伴いまして、本市の計画においても変更するものでございます。

資料、市町村国民保護計画変更の流れをお願いいたします。国民保護計画変更の流れとしましては、福岡県と事前協議を行い、本市の国民保護協議会に諮り、計画変更を決定、福岡県との正式協議を行いまして、計画の変更決定、市議会への報告をした後、福岡県に報告することとなっております。今年2月に福岡県との正式協議を終えましたので、5月に計画の変更決定を行い、今回市議会にもご報告させていただくものでございます。

次に、資料2. 飯塚市国民法計画変更案（概要版）をお願いいたします。主な変更内容としましては、国民保護に関する基本方針や福岡県国民保護計画との整合性に伴う追記、飯塚市地域防災計画等との整合に伴う修正、統計数値の時点修正など、名称や文言の整理を行っております。なお、詳細な内容は省略させていただきます。また、飯塚市国民保護計画の本文は、電子データでサイドブックに掲載しておりますので、ご確認いただければと思っております。

以上簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「国土強靱化地域計画の策定について」、報告を求めます。

○防災安全課長

続きまして、「国土強靱化地域計画策定方針について」、ご説明させていただきます。資料の1ページをお願いいたします。

まず、計画の趣旨ですが、国において、東日本大震災の発生を踏まえ、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年12月に基本法を公布、施行し、平成26年6月に国土強靱化基本計画を策定しました。福岡県におきましても、国の

計画を踏まえ、平成28年3月に福岡県地域強靱化計画を策定し、令和元年6月に改訂しております。本市におきましても、基本計画及び県の計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、市民の生命や財産を守り、地域経済社会の致命的な被害を回避し、迅速な復旧に資する強靱な飯塚市をつくるため、飯塚市国土強靱化地域計画を策定するものであります。

資料の2ページをお願いいたします。次に、本計画の位置づけにつきまして、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、第2次飯塚市総合計画、飯塚市地域防災計画などとの調和を図るとともに、地域強靱化の観点から、本市におけるさまざまな分野の計画の指針となるものでございます。

続きまして資料の3ページをお願いいたします。本計画と飯塚市地域防災計画の比較につきましては、本計画は発災前のあらゆる災害に備えるため、起きてはならない最悪の事態を明らかにし、それらを回避するため、事前に取り組むべき具体的施策を定めるものであります。一方で、地域防災計画では発災前、または発生後の災害ごとの対策や対応について、実施すべきことを定めることを基本としております。なお、計画期間につきましては、市の総合計画の計画期間である令和4年度から令和8年度までの5年間とし、その後おおむね5年ごとに見直ししていきたいと思っております。

策定体制に当たりましては、次の体制で進めていきたいと思っております。まず1つ目、市長、副市長及び各部長で構成する飯塚市強靱化地域計画策定会議を設置し、全庁的に策定作業を進めます。また、関係部署の係長以上の職員による作業部会を設置し、分野ごとに計画、検討、調整を行ってまいりたいと思っております。また、有識者会議からの意見を聴取し、計画に反映させたいと思っております。

資料の4ページをお願いいたします。基本目標につきましては、国が基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、次のとおりと設定したいと思っております。まず1つ目、人命の保護が最大限図られること。2つ目、市及び社会の重要な機能が致命的な障がいを受けず維持されること。3つ目、市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化。4つ目、迅速な復旧復興を基本とし、強さとしなやかさを持った安全安心な国土、地域経済社会の構築に向けた国土強靱化を推進することとしております。また、策定スケジュールにつきましては、今年4月から策定方針の作成を行っておりまして、6月には骨子案の作成、7月には有識者会議を発足させ、10月には素案の作成、12月中旬から1月中旬にかけて市民意見の募集、そして最終案を作成し、来年3月に策定、公表を行うように予定しております。

以上簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○小幡委員

国土強靱化、今説明を受けましたけど、取り組みとしては、確かに災害が多いからいいことだと思います。本計画の中に「あらゆる災害に備えるために、起きてはならない最悪の事態を明らかにし」とありますよね。前もって予測しとって、それを回避するんだと。これは5年間計画を立てていきますね。本市において、今リスクがあるような場所、もしくはこういうにしたがいいよとかいう、災害が起こるであろうというところを選定してやっていくんだろうけど、随時その予算というのは、どのように考えてあるんですか。本市が独自で出すのか、それとも県、国に申し出て予算化していくと、要は準備しとかないとリスクを、災害を回避するんでしょう。予算措置はどのように考えてあるか、今分かる範囲でいいですから教えてください。

○防災安全課長

質問委員が言われますとおり、いろんな分野ではいろんな災害が想定されると思います。ですので各個別の課でそれぞれが予算要求して国とかに要望していくものだと思います。

○小幡委員

この指針は5年間でできるんだらうけど、極端な話、この1年、2年と重ねる中で、だいたいそういう指摘する場所がわかったと。そしたら随時予算化というか、やっていくということでいいわけですね。

○防災安全課長

すみません。資料の2ページにありますとおり個別にいろんな計画があると思います。その上で国土強靱化計画を策定しますので、まず個別の計画が重要視されますので、そこそこで必要であれば、すぐに予算要求してもらおうというような形になると思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車の交通事故発生状況等について」、報告を求めます。

○契約課長

「公用車による交通事故発生状況等」につきまして資料に沿って説明をさせていただきます。

まず、資料上段の1. 公用車の交通事故発生状況でございますが、過去3年間における、発生件数につきましては平成30年度39件、令和元年度27件、令和2年度28件で、前年度と比較いたしまして、プラス1件となっております。

事故の主な内容でございますが令和2年度につきましては、自損事故が17件と最も多くなっておりますが、前年度と比較いたしまして7件の減少となっております。また車両点検時に損傷が発見されるといった原因不明の事故が8件、対物事故が3件、相手からの事故が3件となっております。

次に、資料下段の2. 公用車の安全運転に関する主な取組状況でございますが、事故の発生原因の大部分が運転者の安全確認不足や単純な運転操作ミスにより、引き起こされたものであり、運転者及び同乗者の安全運転意識によって防ぐことができると推測される事故が多いことから、事故を起こした職員に対して適性検査、路上運転行動診断、カウンセリング等を行ったほか、新規採用職員研修や各課に配置しております安全運転推進員への研修、安全運転推進員による職場内研修などを実施をいたしております。

また、日常の職員への啓発といたしましては、事故発生時には職員ポータルサイト掲示板への事故速報掲示のほか、定期実施されております交通安全県民運動週間には、庁内放送や各課通知による交通安全の啓発を行い、職場全体での安全運転の取り組みを行うよう指導をいたしております。今後も公用車の運転のみならず、私用車も含めまして、公務員としての自覚を持って交通法規を遵守し、安全運転を心がけるよう、さらに指導を行ってまいります。

なお、令和元年度以降、リース契約による集中管理車両の導入につきまして、導入した24台全車に衝突被害軽減ブレーキ及び誤発進抑制機能を装備し、うち14台にはカーナビ、またバックカメラも装備をいたしております。その効果といたしまして事故発生件数は、自損事故、対物事故、対人事故等いわゆる職員の過失による事故が減少している状況でございます。これは一つの成果であろうと考えております。また、ドライブレコーダーも装備しておりますので、万が一事故が起きてしまった場合には、証拠資料として活用できるものと考えております。今後も公用車を順次入れかえてまいります。このような装備を必須とすることで、職員による交通事故の減少に努めてまいりたいと考えております。

以上報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中裕委員

毎年30件近くの事故があっているようでございますが、その中で、今少し説明がございま

したが原因不明の事故、令和2年度で8件起こっておりますが、これ具体的にどのような事故なのかお尋ねをいたします。

○契約課長

例えば職員が現場に赴きまして、駐車をしておったと。それで本庁のほうに戻ってまいりまして、その後何かしらの点検によって、損傷が見られたというようなものが主なものでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

先ほど言われたとおり年間平均的に30件近く事故の報告があつてはいますけれども、先ほどの報告で、リース車に置きかえながら、カーナビとかバックモニターを設置していつていると。それに要望しておりましたドライブレコーダー等も順次つけていくということをおかれてはいますよね。24台中何台かつけてやるんでしょうけれども、今の計画で本市が所有する公用車にほぼそういった設備が取り付け完了になる予定はいつごろを目標に考えておられるのか。

○契約課長

公用車の総台数といたしましては、令和2年度で261台でございます。契約課が所管をいたします車両といたしましては、78台となっております。全体の件数の中には特殊車両いわゆるトラックですとか、パッカー車とかいろいろな車両もございますが、それらを除きまして、契約課で所管しておる車につきましては、今年度で全てリースに変更となります。中には装備がついてないものもございますけれども、これらの成果を踏まえまして、ドライブレコーダーですとか、そういうものについては、装備を充実させたいというふうには考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「令和2年度 飯塚市民意識調査結果について」、報告を求めます。

○総合政策課長

「令和2年度 飯塚市民意識調査結果について」、ご報告いたします。

資料の1ページをお願いします。1の調査の概要でございますが、本調査につきましても、1の目的に記載のとおり、時代ともに変化する市民意識の動向と、多様な市民ニーズを把握し、今後の市の施策や事業の検討等の基礎データとして活用するために実施したものでございます。

調査につきましても、昨年の10月9日から11月2日まで実施しておりまして、調査対象者につきましても、3の表に記載のとおり18歳以上の方から無作為抽出した6千人とし、有効回収数が3390人で回収率が56.5%でした。

2の回答者の属性割合について、過去2回、平成27年と29年に実施した調査と合わせて表のとおり性別、年齢別、地区別の回答者数をまとめております。

2ページをお願いします。2ページから4ページまで調査結果の概要を掲載しております。いくつか、かいつまんで説明させていただきたいと思っておりますが、まず1の「行政サービスに対する満足度・重要度」についての結果をごらんください。2つの表を見比べていただきますと、満足度が高い取り組みの上位3つについては、重要度が高い上位3施策と同様になっておりました。こうした施策については、評価として、取り組みが充実しておりまして、市民の方に満足いただいているのではないかとみることができます。また、取り組みに対して不満に感じている上位4つは、重要度が低いと感じている施策の上位4つと同様になっております。こうした施策は、最優先で取り組むべき項目の次に対応していかなければならない項目として捉えております。

3ページをお願いします。ここでは、過去の調査との経年比較を行っています。2の「今後特に力を入れて欲しいまちづくりの取り組み」についての結果を、平成29年の調査と今回の調査を比較して載せております。令和2年でいうところの1番目、3番目、4番目の「高齢者が安心して暮らせるまちづくり」、「災害・減災対策の充実」、「子育て支援の推進」については、平成29年の上位5位の中にも挙がっている施策になります。

その次が、本市の住みやすさ、住みにくさに関する調査結果の経年比較になります。棒グラフの今回の結果を見ていただきますと、「住みやすい」と「どちらかといえば住みやすい」まで含めた回答割合が約7割となっております。

その下に、住みやすい理由と住みにくい理由について、今回を含めた3回の調査結果を載せていますが、どちらの理由も項目の順位に上下はありますが、調査年度が異なるにもかかわらず同じ理由が示されている結果となっております。

最後のページをお願いします。4.本市に対する愛着、5.定住意向の割合等について記載しています。まず、愛着についてですが、「愛着がある」と「どちらかと言えば愛着がある」まで含めた割合が、前回調査で64.3ポイント、今回調査で70.5ポイントで6ポイントほど上昇しており、定住意向についても、「どちらかと言えば住み続けたい」まで含めた割合が69.2ポイントと約7割という状況であることがわかります。

また、調査結果の全体の結果については、本年3月に報告書が完成しておりまして、参考として、サイドボックスにも掲載しておりますので、お時間があるときにご確認いただければと存じます。

今回の調査結果については、今後、総合計画の改訂作業を初めとして、各施策や事業を実施していくにあたっての参考にするなど、活用していきたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

次に、「財政見通しについて」、報告を求めます。

○財政課長

「財政見通しについて」、報告いたします。

令和元年度に公表しました財政見通しにつきまして、新型コロナウイルス感染症対策の影響により財政見通しがどのようになっているか確認するため改訂いたしましたので、その報告をさせていただきます。

1ページの表紙に記載いたしておりますように、一般会計と3つの特別会計を合わせた普通会計ベースで作成しております。なお、この普通会計のうち住宅新築資金等貸付特別会計につきましては、令和2年度をもって廃止いたしております。

次に、財政見通しの対象年度につきましては、令和3年度から5年度といたしております。なお、これまで公表してまいりました財政見通しと同様に10年間分の数値を表示しておりますが、令和6年度以降につきましては、実施する事業量や事業費を見込むことが困難でございますので、参考値といたしております。

今回公表の財政見通しの基本的な推計方法は、令和2年度の決算見込額、または令和3年度当初予算額を基準値としまして、それに増減要素・特殊要素を加味して推計いたしております。

2ページをお願いいたします。具体的な推計条件を記載いたしております。詳細な説明は省略させていただきますが、過去の実績から増減率を算出して基準額に乗じて推計した項目、基準額に加味した作成時点で判明している特殊要素等を記載いたしております。特殊要素を加味いたしておりますが、基本的には「このままいけば、現在の制度のままであれば、どのような

財政状況になるか」という観点で作成した財政見通しとなっております。

3ページをお願いいたします。推計条件により推計した財政見通しでございます。上の表が「歳入」の見通しでございます。令和2年度決算見込の歳入計では、新型コロナウイルス感染症対策の影響で、897.7億円となっておりますが、令和3年度以降は大きく減少するものと推計いたしております。

下の表が「歳出」の見通しでございます。令和2年度決算見込の歳出計では、894.6億円となっておりますが、歳入同様、令和3年度以降は大きく減少するものと推計いたしております。

5ページをお願いいたします。歳入、歳出の主な項目の説明資料を添付いたしております。歳入の市税につきましては、令和2年度決算見込額を基準額としまして、令和3年度と令和4年度は、市民税のコロナ影響額をマイナス2.9億円と見込み、令和5年度からの5年間で回復するものとして推計いたしております。

次の実質的な普通交付税につきましては、合併団体の特例措置である合併算定がえが終了した令和3年度当初予算額を基準額といたしまして、市税、扶助費、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の繰出金、公債費、国勢調査人口などの影響額を加味して推計いたしております。

歳出の扶助費は、令和2年度の決算見込額を基準額として、令和5年度までは基準額に過去の増減率を乗じて推計し、令和6年度以降は、現在の生活保護扶助費の減傾向、その他の扶助費の増加傾向がいつまで続くか想定できませんでしたので、令和5年度の数値と同額で推移するものとして推計いたしております。これに国庫支出金、県支出金、普通交付税算入額などを併記することで、制度上の市の実質的な負担額を推計いたしております。

公債費は、借り入れ済の市債に対する償還額、令和2年度以降借入見込額の特別事業分と特別事業以外分にかけて、償還見込額を推計いたしております。今後の市債を活用した事業の実施次第では、数値は大きく変動すると推測いたしております。

補助費等は、一部事務組合分は消防組合分で大きく負担金の増加が見込まれるため、令和4年度以降に想定額ではございますが2.5億円を加算いたしております。ふくおか県央分につきましては、環境施設の再編整備にかかる負担金が増加するものと推測されますが、概算額もわからない状況のため、加味いたしておりません。コロナ対策分は、地域経済対策として想定される「地域活性化応援券発行事業費」を市税のコロナ影響期間と合わせて計上いたしております。

6ページをお願いいたします。繰出金は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計分につきまして令和2年度決算見込額を基準額として、基準額に増減率を乗じて推計し、その他の特別会計分につきましても令和2年度決算見込額を基準額といたしまして、地方卸売市場事業特別会計の新市場建設にかかる起債の償還額等を加算いたしております。

次の事業内容の項目では、8ページにかけまして、今回の財政見通しに算入した普通建設事業費の特別事業の事業名、施設名、事業費及び財源内訳等の推計を記載いたしております。なお、事業費につきましては、事業規模を確認するための概算数値でございまして、実施の際に事業費は変動することが想定されます。

8ページをお願いいたします。2段目の表の新型コロナウイルス感染症対策事業分につきましても、事業名、事業費及び財源内訳等の推計を記載いたしております。市税のコロナの影響がみられる令和8年度までは経済対策を実施し、それ以降は既に実施しております事業継続応援貸付事業の預託金、利子補給金等を計上いたしております。

次の表のふるさと応援寄附事業分では、令和3年度以降、寄附金額を令和3年度当初予算と同額の30億円で推移するものとして設定し、必要経費を差し引いてふるさと応援基金の年度

末残高を算出したしております。この年度末残高が翌年度の事業に活用できるものとして推計いたしております。

4ページをお願いいたします。以上のような推計の結果、「③収支（財源調整必要額）」に表示しておりますとおり、令和3年度、4年度は20億円を超える財源不足、令和5年度以降は10億円前後の財源不足が発生するという推計となりました。

なお、表の下に記載いたしておりますが、第2次行財政改革大綱後期実施計画の目標である「令和5年度時点で単年度の収支を黒字化」につきましては、達成が困難な推計となっております。「④財政調整基金及び減債基金の年度末残高の合計」に、財源調整をした結果の財政調整基金及び減債基金の年度末残高の推移を表示いたしております。表示しております期間内は財源調整が可能であるという推計となりました。表の下に記載しておりますとおり行革目標が設定されておまして、「令和5年度時点で64億円以上」は達成可能な推計となっております。次の「⑤臨時財政対策債及び災害復旧事業債分を除いた公債費」の表につきましては、こちらも行革目標で設定されており「令和5年度までは60億円以内で推移」、こちらにつきましては、達成できる推計となっております。

この財政見通しで判断いたしますと、ふるさと応援寄附金により11億円を超える財源を確保した推計となっているにもかかわらず、毎年度、財源不足が発生する推計となっており、ふるさと応援寄附金が減少することもあり得ること、また、財政調整基金及び減債基金に限りがあることを考慮いたしますと、今一度、財政状況を認識したうえで、財政運営の見直しが必要となっている状況をあらわしていると考えております。

また、繰り返しになりますが、財政見通しは「現在の制度のままいけば」という前提で推計いたしておりますので、今後の制度改正や事業費の変動があった場合は、この財政見通しも変動いたしますことを申し添えまして、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 11：06

再 開 11：06

委員会を再開いたします。

次に、「飯塚市公共施設等の在り方に関する関連計画（改訂版）の策定について」、報告を求めます。

○財産活用課長

「飯塚市公共施設等の在り方に関する関連計画（改訂版）の策定」につきまして説明させていただきます。

資料8ページ、計画書のページで言いますと4ページをお願いいたします。下段の図、関連計画体系図と（4）見直しの必要性をあわせてごらんください。公共施設等の在り方に関する計画としまして、本市では、平成28年1月に第2次公共施設等の在り方に関する基本方針、公共施設等総合管理計画を策定し、この基本方針に基づく実施計画としまして、平成29年7月に公共施設等の在り方に関する第三次実施計画を策定し、公共施設等の適正配置など、最適化に取り組んでおるところでございます。この基本方針の策定後5年が経過したことから、これまでの計画の実施状況を確認するとともに、国の指針を踏まえて計画とするために、中間見直しを行い、関連計画（改訂版）の作成を行いましたので、その内容について報告するものでございます。計画期間は、第2次公共施設等の在り方に関する基本方針が、平成28年度から令和7年度の10年間で、今回は中間見直しのため、令和3年度から令和7年度の5年間で

いたします。

9ページ、計画書の5ページをお願いいたします。今回の見直し内容は、施設の総量などの最適化の実施状況や施設の劣化、運営状況を把握し、客観的に捉えることで、今後の取り組みを整理するものです。

10ページ、計画書6ページをお願いいたします。施設の最適化に向けては、6つの指針を定め取り組んでまいりました。その実施状況を11ページ、計画書7ページ以降に示しておりますが、そのうちの総量の最適化の実施状況について説明させていただきます。

資料12ページ、計画書8ページをお願いいたします。公共施設等の総量の最適化につきましては、目標として、計画期間10年間で約4万5千平米の削減を掲げております。その内訳としまして、市営住宅が2万5千平米、その他の公共施設で2万平米としておりましたが、平成28年度から令和2年度までの達成状況は7990平米、目標に対し約18%の削減となっております。なお、施設分類ごとの削減面積は12ページ、計画書8ページ下段及び13ページ、計画書9ページの表、D.実績増減面積でご確認願います。

また資料19ページ、計画書の15ページからは、施設の劣化状況、23ページ、計画書19ページから施設の利用状況の調査結果を掲載しております。

資料27ページ、計画書23ページをお願いいたします。以上の調査結果から、実施計画の課題としましては、面積の削減目標の達成状況が不十分であること。施設の劣化状況が進行していること。運営状況は改善の進捗が停滞していることなどが見えてまいりました。

資料28ページ、計画書24ページをお願いいたします。5年間の取り組み結果は、総量の最適化を初め、やや低調となりましたが、公共施設の在り方に関する基本方針と実施計画の策定趣旨に鑑み、平成28年度に策定した基本方針は、今後も継続して取り組んでまいります。なお、今後5年間の個別方針としまして、総量配置の最適化や運営主体、運営方法の最適化、空きスペースや跡施設、跡地の有効利活用などに取り組んでまいります。

資料31ページ、計画書27ページをお願いいたします。今回改訂する計画では、計画的に適切な保全を行い、機能停止などを未然に防ぐ予防保全による施設長寿命化を推進し、財政負担の縮減、平準化に取り組むため、学校施設、公営住宅以外の公共施設において、施設の長寿命化に関する基本的な方針を整理しております。

資料32ページ、計画書28ページをお願いいたします。目標使用年数を長寿命化に適合する施設は80年、不適合施設は60年とし、環境系施設は設備の劣化状況により判断されるため、30年に設定し、施設ごとの個別方針を整理しました。その結果としまして、それぞれの個別方針は、資料34ページから38ページ、計画書30ページから34ページでご確認ください。別途、長寿命化計画が策定されている学校施設、公営住宅を除く97施設のうち80年の適合施設は36施設、60年は15施設、廃止及び廃止を予定している施設18施設、移転や必要最小限の補修などを行う施設が28施設となりました。

次に、長寿命化の有効性を判断するため、長寿命化方針を反映した維持更新費の再試算を行いました。平成27年度に試算した維持更新費のシミュレーション結果は、資料40ページ、計画書では36ページ。今回、令和2年度のシミュレーション結果は、42ページ、計画書の38ページをごらんください。年間平均73億円かかると試算していたものに対し、長寿命化改善等を実施することで、42ページ、計画書38ページの今回の見直し、令和2年度で総額1470億円、年間平均49億円という試算結果になりました。これらのことから、財政負担の縮減、平準化のためにも長寿命化改修等を施設所管課と協議してまいります。

資料43ページ、計画書39ページをお願いいたします。最後に、今後5年間で取り組むべきこととして、6つの最適化、1.総量の最適化、2.配置の最適化、3.運営主体の最適化、4.運営方法の最適化、5.空きスペースの有効活用、6.跡施設、跡地の有効利活用、以上の進捗管理と事業の推進、また、専門性の高い有識者との連携、まちづくりとの連動などをさ

らに推進するため、全庁的な推進体制とP D C Aサイクルを確立することで、目標達成に向け取り組んでまいります。

なお、資料5 1 ページ、計画書4 7 ページ以降には、施設別のカルテを掲載しております。以上簡単ですが説明を終わります。

#### ○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。なお、飯塚市公共施設等の在り方に関する関連計画における具体的な施設等に関する質疑については、当委員会の所管に関するものにとどめていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、閉会中の特別付託事件についてお諮りいたします。本委員会として、「入札制度について」及び「情報発信について」を閉会中の継続審査事件として、調査終了まで付託を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本委員会として、「入札制度について」及び「情報発信について」を閉会中の継続審査事件とし、調査終了まで付託を受けることに決定いたしました。なお、本件については、会議規則第1 0 5 条の規定に基づき、議長に申出をいたしますのでご了承願います。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。